

船舶事故調査報告書

平成25年12月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年12月12日 18時03分ごろ～21時30分ごろの間）
発生場所	長崎県対馬市佐賀浦東方沖 対馬市所在の長崎鼻灯台から真方位046° 5,900m付近 （概位 北緯34° 25.9′ 東経129° 26.6′）
事故調査の経過	平成25年3月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三富士丸、5.3トン NS2-17252（漁船登録番号）、個人所有 12.38m (Lr) × 2.85m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成13年1月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月31日 免許証交付日 平成23年3月14日 （平成28年5月15日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、まき網船団の灯船であり、船長が1人で乗り組み、漁労長からの指示に従い、佐賀浦東方海域において、魚群探索を開始した。 漁労長は、別の灯船に1人で乗り組み、魚群探索中、18時03分ごろ、本船から、魚影を発見したので、佐賀浦東方沖で投錨する旨の漁業無線を受信した。 漁労長は、20時ごろ、本船に対し、魚影反応を確認するため、漁業無線での交信を試みたが、本船からは応答がなく、携帯電話による呼出しにも応答がなかったため、急いで本船に向かい、佐賀浦東方沖において、航行中の法定灯火を表示し、集魚灯は点灯していない、投錨した本船を発見した後、船外からライトで照らしながら、声を掛けたが、船長は見当たらなかった。

	<p>漁労長は、船団の全船に本船に急行するように指示するとともに、海上保安庁ほか関係各所に連絡して捜索の依頼を行い、巡視艇が到着した後、21時30分ごろ、海上保安官2人と船団員2人を伴って本船に乗船し、船内を捜索したが、船長を発見することはできず、全量の約200mが伸出していた錨索を巻き揚げたところ、錨から20～25m付近の錨索が左足首に絡み、意識のない船長を発見した。</p> <p>船長は、22時ごろ海上保安庁の潜水士によって揚収された。</p> <p>船長の死因は、溺水と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮流 北流約0.6ノット、うねり 波向 北東、波高 約1.5m</p>
その他の事項	<p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船内に残されていた救命胴衣は、国土交通省による型式承認を受けた作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の用件に適合するもの（膨張式））であり、炭酸ガスを浮力材とし、全浮力が11.3kgであった。</p> <p>船長は、身長約160.6cm、体重約60.8kgであり、健康状態は良好であった。</p> <p>本船の錨は、約60kgの唐人錨を改造したものであり、錨から鎖が約3m接続された状態で全体が70kgを超えていた。</p> <p>本船の錨索は、直径約17mmの化学繊維製ロープであり、船側の末端部分はマスト基部に結ばれていた。</p> <p>本船の左舷船首部にある錨台の船尾方甲板上には、直径約46cm、高さ約18cmの樹脂製の筒状である錨鎖収納が設置されており、ふだん、船長は、鎖の錨側が上になるよう、同収納に収めた上、錨索は、甲板上的1か所でコイルせず、船尾方に向かって螺旋状にコイルする習慣であった。</p> <p>錨索は、本船発見時、左舷船首部のハンドレールの船尾側に引っ掛かり、海中へ伸出していた。</p> <p>本船には、衝突痕等はなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、18時03分ごろ佐賀浦東方沖で投錨する旨の連絡を行った後、漁業無線等に対する応答がなく、21時30分ごろ、佐賀浦東方沖において、投錨している本船が発見されたものの、無人であることが確認され、揚錨したところ、錨から20～25m付近の錨索が左足首に絡んだ船長が発見されたので、この間において、佐賀浦東方沖で投錨する際、船長が、左足に錨索が絡んだことから、落水し、死亡</p>

	するに至ったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が佐賀浦東方沖で投錨する際、船長が、左足に錨索が絡んだため、落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の着用を心掛けること。 ・投錨時においては、錨索が体に絡まないよう、細心の注意を払って作業を行うこと。 ・単独乗り組みの船舶における投錨などの甲板上での作業時には、安全帯を使用することが望ましい。